

大豆ミート食品類の生産行程についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項及び第30条第2項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“認証生産行程管理者等”という。）が行う大豆ミート食品類の生産行程についての検査方法を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 0019 大豆ミート食品類

3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、**JAS 0019**による。

4 生産行程についての検査

生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が生産荷口ごとに、**箇条 5**に掲げる事項の記録（以下“管理記録”という。）を適切に作成・保管し、当該記録に基づき、次に掲げる事項について確認することにより行うものとする。

- 当該生産行程に係る管理記録が当該生産荷口に係るものであること
- 当該生産荷口に係る生産方法が**JAS 0019**の**箇条 4**及び**箇条 5**に適合するものであること

5 大豆ミート食品類の管理記録

管理記録に記載すべき事項を次に示す。

- 製造した大豆ミート食品類の種類
- 使用した原材料の規格書、仕様書、納品書等
- 使用した原材料の配合量及び配合割合
- 使用した大豆ミート原料のアミノ酸スコア（製造した大豆ミート食品類の種類が大豆ミート食品である場合に限る。）
- 製造した大豆ミート食品類の大豆たん白質含有率の計算結果
- 製造工程中の大豆ミート食品類の区分管理

制定等の履歴

制 定 令和4年2月24日農林水産省告示第450号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和4年2月24日農林水産省告示第450号
令和4年3月26日から施行する。